

## 中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価方法書【長野県】 が縦覧されます。

環境影響評価法に基づき、東海旅客鉄道株式会社から中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価方法書【長野県】の送付を受けました。

方法書について環境保全の見地からの御意見をお持ちの方は、平成23年11月10日(木)までに意見書を提出することができます。

意見を取りまとめた書類は、今後の環境影響評価手続における資料となります。

(提出先)・インターネットの場合

東海旅客鉄道株式会社ホームページの専用入力フォーム

<https://jr-central.co.jp/public/opinion/input>

・郵送の場合

〒108-8799 東京都港区三田三丁目8番6号 日本郵便高輪支店留め

JR東海中央新幹線環境影響評価方法書ご意見受付係

### 1 環境影響評価方法書とは

方法書は、事業者が事業計画や、事業の実施に伴う環境への影響の調査手法を事前に公開し、多くの皆様から意見をいただき、環境に配慮した事業とするために環境影響評価法(環境アセスメント法)の中で定められた書類です。

施設の概要、影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法などが記載されています。

### 2 当事業の概要

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 事業者   | 東海旅客鉄道株式会社                 |
| (2) 事業の種類 | 新幹線鉄道の建設                   |
| (3) 事業の規模 | 東京都から愛知県名古屋市間 延長約286キロメートル |
| (4) 主な経過地 | 甲府市付近、赤石山脈(南アルプス)中南部       |

### 3 方法書はいつ・どこで読めるの？

縦覧期間は、平成23年9月27日(火)～10月27日(木)の午前9時～午後5時です。

(自治体により時間が異なることがあります。また土・日曜日及び10月10日(月・体育の日)を除きます。)

縦覧場所は、長野県庁(環境部環境政策課)、長野県下伊那地方事務所(環境課)、長野県木曾地方事務所(環境課)、飯田市役所、松川町役場、高森町役場、高森町役場山吹支所、阿智村役場、喬木村役場、豊丘村役場、大鹿村役場、南木曾町役場、南木曾町南木曾会館及び東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所(長野)の14か所です。

また、東海旅客鉄道株式会社のホームページで方法書の内容をご覧になれます。

<http://company.jr-central.co.jp/company/others/assessment/method.html>

### 4 方法書に関する問い合わせ先

東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所(長野)  
〒395-0052 飯田市元町5430-5 第一吉川ビル2階  
電話番号:0265-52-6511

環境部 環境政策課 環境審査係  
(課長)寺澤信行 (担当)清水修二 宮坂俊一 市川真吾  
電話 : 026-235-7163 (直通)  
026-232-0111 (内線2781)  
FAX : 026-235-7491  
E-mail : kankyo@pref.nagano.lg.jp

公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条第1項の規定により 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 山田佳臣 から中央新幹線の環境影響評価方法書の送付を受けました。この方法書については同法第7条の規定により、次のとおり縦覧に供されます。

平成23年9月27日

長野県知事 阿部 守一

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 山田 佳臣  
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称  
中央新幹線（東京都・名古屋市間）
- (2) 種類  
新幹線鉄道の建設
- (3) 規模  
東京都から愛知県名古屋市間 延長約286キロメートル

3 対象事業が実施されるべき区域

- (1) 起点  
東京都
- (2) 終点  
名古屋市
- (3) 主な経過地  
甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲（長野県関係）

飯田市、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡阿智村、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村、木曾郡南木曾町

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間（長野県関係）

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県下伊那地方事務所環境課、長野県木曾地方事務所環境課、飯田市役所、松川町役場、高森町役場、高森町役場山吹支所、阿智村役場、喬木村役場、豊丘村役場、大鹿村役場、南木曾町役場、南木曾町南木曾会館及び東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（長野）	平成23年9月27日（火）から平成23年10月27日（木）まで。 ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前9時から午後5時まで。 ただし、自治体によっては異なります。

6 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出することができます。

(1) 意見書の提出期限

平成23年11月10日（木）まで（必着）

(2) 意見書の提出先

ア インターネットの場合

東海旅客鉄道株式会社ホームページの専用入力フォーム

<https://jr-central.co.jp/public/opinion/input>

イ 郵送の場合

〒108-8799 東京都港区三田三丁目8番6号 日本郵便高輪支店留め

J R 東海中央新幹線環境影響評価方法書ご意見受付係

(3) 意見書の記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 提出の対象である方法書(都県名)の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見を日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。

7 問い合わせ

(1) 問い合わせ先の名称及び事務所の所在地

東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所(長野)

〒395-0052 飯田市元町5430-5 第一吉川ビル2階

(2) 受付日時

平成23年9月27日(火)から平成23年11月10日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後5時まで

環境政策課